

【資料 1】

鹿 児 島 県 内 水 面 漁場管理委員会資料 令和 7 年 1 月 23 日

【議題 1】

第 22 期鹿児島県内水面漁場管理委員会の会長及
び職務代理者の選出について（協議）

第 22 期鹿児島県内水面漁場管理委員会の会長（及び職務代理者） の選出について

1 内水面漁場管理委員会とは

内水面漁場管理委員会は、都道府県ごとに設置された行政委員会である。

本県の区域内における内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理することを所掌事務とする。

3 会長及び職務代理者選出に係る関係法令

(1) 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）【抜粋】

（構成）

第 137 条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。（略）

（準用規定）

第 173 条 第 137 条第 2 項から第 6 項まで、第 138 条第四項、第 140 条から第 146 条まで、第 157 条、第 159 条及び第 160 条の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。（略）

(2) 漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）【抜粋】

（会長の職務）

第 13 条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

(3) 鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程

（昭和 38 年内水面漁場管理委員会告示第 1 号）【抜粋】

第 3 条 委員会は、委員 10 名をもつて組織する。

2 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、会長は委員が互選することができないときは、委員の中から知事が選任した者をもつて充てる。

第 4 条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員があらかじめ互選した者が、定められた順序により、その職務を代理する。

3 会長及び職務代理者の任期

令和7年1月23日から令和10年11月30日まで

4 選出方法

(1) 会長

委員互選により1名選出。ただし、互選により選出することができなかった場合は、委員の中から知事が選任する。

(2) 会長職務代理者

委員互選により2名選出。

○鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程

昭和38年5月10日

内水面漁場管理委員会告示第1号

改正 平成16年 4月30日内水面漁場管理委員会告示第16—1号

平成23年 2月15日内水面漁場管理委員会告示第22—1号

令和2年11月27日内水面漁場管理委員会告示第2—1号

鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程を次のように定める。

鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 鹿児島県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)は、漁業法(昭和24年法律第267号)その他の法令の定めるところにより、鹿児島県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

(事務所の所在地)

第2条 委員会の事務所は、鹿児島県庁内に置く。

(構成)

第3条 委員会は、委員10名をもつて組織する。

2 委員会に会長を置く。会長は委員が互選する。ただし、会長は委員が互選することができないときは、委員の中から知事が選任した者をもつて充てる。

3 専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、学識経験がある者の中から知事が選任する。

(職務権限)

第4条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、委員があらかじめ互選した者が、定められた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第2項の職務を代理する者がともに互選されていないか、若しくは欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者にとともに事故があるときの会議は、知事がこれを行なう。

2 会長(会長及びその職務を代理するものがともに欠け又は、会長及びその職務を代理する者にとともに事故があるときは知事)は、委員の3分の1以上の者から、書面で会議に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があつたときは、その請求のあつた日から5日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ書面をもつて会議に付議すべき事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によつて公示しなければならない。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、法令に特別の定めがある場合のほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員会の会議は、公開する。

第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限つて議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第8条 委員は、会長の許可を受けて、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

2 前項の許可は要求の順序によつてするものとする。

3 会長が、委員として発言しようとするときは、委員席につき発言し、発言が終わつた後、会長席に復さなければならない。

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(議事録)

第10条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 委員会の日時場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他の重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上が、これに署名するものとする。

第12条 議事録は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(事務局)

第13条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置き、事務局に次の職員を置くものとする。

- (1) 事務局長
- (2) 次長
- (3) 参与
- (4) 書記

2 事務局長は、会長を補佐し、委員会の事務を掌理する。

3 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときその職務を代理する。

4 事務局長は県商工労働水産部水産振興課の資源管理監を、次長は水産振興課の課長補佐及び漁業調整係長を、参与は水産振興課の技術補佐、漁業監理係長及び水産企画普及係長をもつて充てる。

5 書記は、会長が任免する。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は、委員会の議決によつて行なうものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

1 この規程は、昭和38年5月14日から施行する。

2 鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程(昭和34年1月22日議決)は、廃止する。

3 この規程の施行の際、書記の職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、第13条第5項の規定による書記に任命されたものとみなす。

附 則(平成16年4月30日内水面漁場管理委員会告示第16—1号)

この規程は、平成16年4月30日から施行する。

附 則(平成23年2月15日内水面漁場管理委員会告示第22—1号)

この規程は、平成23年2月15日から施行する。

附 則(令和2年11月27日内水面漁場管理委員会告示第2—1号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。